

県内事業者のみなさまへ

従業員に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合

従業員に新型コロナウイルスの感染が疑われた際のポイントは以下のとおりです。実際の対応については、保健所、医療機関等の指示に従ってください。

1 従業員の健康状態を常に確認

- 発熱、咳などの風邪のような症状がある
- 発熱がなくても体調不良の兆候がみられる
- ※社内で発熱した場合は、マスクを着用させた上で帰宅させる
- ※社員に対して自宅待機などを命じた場合には、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を行うこと

2 相談窓口について

上記の症状が見られた場合は、以下の窓口へご連絡いただき、その指示に従ってください。

窓 口	連絡先(電話番号)	備 考
群馬県新型コロナウイルス感染症コールセンター	0570-082-820	平日・休日9:00～21:00 上記以外 027-223-1111
前橋市保健所	027-220-1151	平日・休日8:30～21:00 上記以外027-224-1111
高崎市保健所	【平日】 (受診相談) 027-381-6112 (一般相談) 027-381-6113	(受診相談) 8:30～21:00 (一般相談) 8:30～17:15
	【夜間休日】 027-381-6123	上記以外は夜間休日電話へ

3 感染者発生時の患者、濃厚接触者への対応

- 従業員に感染が確認された際、保健所が実施する調査により、従業員が濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従い感染症防止の措置を講じること。その際、保健所からは**14日間の外出自粛・健康観察**が求められる。
- 保健所の指示に加えて、事業者が独自に濃厚接触者に対して自宅待機などを命じる場合、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則に基づいた対応を行うこと。

群 馬 県

外国人の不法就労の防止に関するお願い

新型コロナウイルス感染症の影響により、航空便の欠航・運休が相次いでおり、帰国困難となる外国人が多く発生しています。これに伴い、在留外国人が当初予定していた在留の期間を超えて在留することとならざるを得ない状況となっております。

そこで、こうした困難を抱える一定の外国人に対しては、下記のとおり一時的に就労が可能な在留資格を付与するなど、特別な対応をとっています。

【本国等への帰国が困難な外国人に係る取扱い】

1 「短期滞在」で在留中の方

⇒「短期滞在(90日)」の在留期間更新を許可します。

2 「技能実習」、「特定活動(外国人建設就労者(32号)、外国人造船就労者(35号))」で在留中の方 ⇒「特定活動(6か月・就労可)」への在留資格変更を許可します。

(注1)従前と同一の業務(※)に従事する場合が対象となります。

※従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務(技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業(「7 その他」を除く))」で就労することも可能です。

(注2)「特定活動(インターンシップ(9号)、製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が、従前と同一の業務で就労を希望する場合は在留資格変更を許可します。

(注3)「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。

(注4)「特定活動(サマージョブ(12号))」で在留中の方で、従前と同一の業務で就労を希望する場合は「特定活動(3か月・就労可)」への在留資格変更を許可します。

3 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合

⇒「特定活動(6か月・週28時間以内のアルバイト可)」への在留資格変更を許可します。

※令和2年10月19日より、卒業の時期や有無を問わない取扱いに変わりました。

(注)「短期滞在」や「特定活動(帰国困難・就労不可、出国準備)」の在留資格で在留している元留学生の方も対象になります。

4 その他の在留資格で在留中の方(上記2又は3の方で、就労を希望しない場合を含む)

⇒「特定活動(6か月・就労不可)」への在留資格変更を許可します。

(注)上記1~4について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。

【相談先一覧】

■地方出入国在留管理官署

東京出入国在留管理局	港区港南 5-5-30	TEL. 0570-034259 (IP電話・海外から: 03-5796-7234)
------------	-------------	---

■インフォメーションセンター

外国人在留総合 インフォメーションセンター	TEL. 0570-013904 (IP電話・PHS・海外から: 03-5796-7112)
--------------------------	---

事業主のみなさまへ

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	<u>2.3%</u>
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	<u>2.6%</u>
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	<u>2.5%</u>

また併せて、下記の点についてもご注意ください。お願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000615860.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク